

新型コロナ禍対策

農業者向け

みよたん給付金を始めます！

お知らせです！



御代田町観光
キャラクター
みよたん

御代田町では、
新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、
農業収入が減少した町内の農業者に対し、
経営を支援するため、定額給付金を支給します。

対象農業者

- ・令和2年5月1日時点で、町内に事業所がある
- ・要件を全て満たす農業者（個人農業者・農業法人）
※対象の要件は裏側の面をご確認ください。

給付金額

農業者1人当たり 10万円

支給方法

支給農業者の口座へ振り込み

申請期間

10月1日(木)から12月25日(金)まで

申請方法

期限までに御代田町産業経済課農政係へ申請
(申請書に記載の上、添付書類と併せて郵送または持参)

申請書様式のお求め方法

- ・御代田町ホームページ上から 申請書様式をダウンロード

又は次の場所へお越しください。

- ・御代田町役場 産業経済課 窓口（役場2階 12番窓口）
- ・佐久浅間農業協同組合 御代田支所
- ・佐久浅間農業協同組合 あさま東部営農センター小沼事務所・伍賀事務所

新型コロナ禍対策「農業者向けみよたん給付金」 対象の農業者と申請書類のご案内

対象となる農業者

令和2年5月1日時点で、**町内に事業所があり**
次の**要件を全て満たす農業者（農業法人・個人農業者）**が対象です。

対象となる要件 ※詳細は、町ホームページをご覧ください。

- ① 令和元年の農業所得を申告している
- ② 令和元年の農業収入が100万円以上である
- ③ 令和元年の同期と比べて農業収入が減少している

申請必要書類

申請者全て

農業者向けみよたん給付金
支給申請書兼口座振込依頼書（様式第1号）

法人農業者

直近の法人町民税の確定申告書の写し
損益計算書・収支内訳書等内訳のわかる資料

個人農業者

令和元年分
確定申告書の写し又は住民税申告書の写し
損益計算書・収支内訳書等内訳のわかる資料

新規就農者

農業収入の状況がわかる書類
※令和2年1月1日以降に就農した農業者

※このほかにも、書類が必要となる場合があります。

問い合わせ先
申請受付

御代田町役場 産業経済課 農政係
TEL:0267-32-3113（課直通）
〒389-0292 北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6